

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第22回）

日時 平成30年4月26日（木）16：00～18：07

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

出席者：

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野電源開発株式会社 常務執行役員

國松一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

阪本イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長

佐藤電力広域的運営推進機関 理事

新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣株式会社エネット 経営企画部長

棚澤東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長

内藤関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

柳生田昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員

山田東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部技術担当部長

議題：

- (1) 間接送電権について
- (2) 容量市場に関する既存契約見直し指針について
- (3) ベースロード電源市場について
- (4) その他（非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールについて）

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761）

FAX：03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第22回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、秋元委員は17時15分をめぐりに参加され、佐藤オブザーバーは16時40分をめぐりに退席されます。また、安藤委員からはおくれて参加との連絡をいただいております。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、議事次第にもございますように、前回に引き続きまして間接送電権、そして容量市場に関する既存契約の見直し指針、そしてベースロード電源市場と非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールについて、ご議論をいただきたいと思います。内容が非常に多くございますので、もしかしたらちょっと延長になるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、まず資料3、間接送電権についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、お手元の資料3をごらんいただければと思います。

まず、1ページ目をごらんください。前回の作業部会におきまして、抑制における経過措置と間接送電権の優先順位につきまして、ご議論いただきました。その際、さまざまなご意見をいただいたところでございます。その後、事務局におきまして、前提となる事実関係、論点の精査を行いましたので、改めてご議論いただければと考えております。また、抑制における間接送電権の取り扱いにつきましても精査を行いましたので、ご議論いただければと考えております。

2ページ目につきましては、前回の資料を再掲しております。説明は省略いたします。

また、3ページ目でございますが、これは昨年10月の資料を掲載しております。これも説明は省略させていただきます。

4ページ目が、本日ご議論いただきたい点になります。右下の図をごらんいただければと思います。これは前回ご説明できていなかった内容でございます。抑制計算の方法を精査したのですけれども、その際に、単純に経過措置・間接送電権を案分抑制することができないということがわかりましたので、ご報告いたします。

経過措置につきましては、この反対潮流を相殺する、この図におきますと、オレンジの長い点線から短い点線を差し引きまして、この実線の矢印を計算した上で、これと間接送電権をあわせて抑制をするということになります。ですので、間接送電権と経過措置の抑制順位を議論する際には、この相殺をするということを考えて上でご議論いただく必要があったところですが、説明ができていないと、説明不足がございました。前回ご議論いただいた後に事実関係を精査する中で、こうした点につきましてわかりましたので、改めてご議論いただければと考えております。

この次のページ、5ページ目をごらんいただければと思います。こうした点につきまして、どのように解釈をするかという点でございますけれども、見方によりましては、経過措置につきましては、その性質上、間接送電権と比較して抑制が行われにくい傾向があると言えるのではないかと思います。

その上で、2つ目のポツでございますけれども、抑制順位をどういうふうにするかという点でございますけれども、間接送電権と経過措置の活用方法が基本的に同じであるということを踏まえますと、バランスを図る観点から、反対潮流相殺後の経過措置から先に抑制するということが考えられるのではないかと思います。

また、この抑制につきましては、そもそもまれにしか起こらない事象というふうにご覧いただいておりますけれども、抑制計算におきまして間接送電権と経過措置を案分抑制する場合には、より複雑な計算を要することとなります。広域機関及びJEPXからは、システム改修が間に合わない可能性があるといった点も事務局には懸念が寄せられていたところございまして、経過措置から先に抑制することで、抑制計算の単純化にもつながります。

ということで、こうした新たに紹介する事実関係、また、システム面での事情を踏まえまして、反対潮流相殺後の経過措置から抑制する案について今回、ご提示しているところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。6ページ目につきましては、前回のご議論で、大山委員から、この抑制における間接送電権の取り扱いについてご質問がありましたので、考え方を整理したものでございます。結論といたしましては、3つ目のポツですけれども、抑制時の間接送電権の買い約定代金につきましては、払い戻しを行うこととしたいと考えております。

7ページ目につきましては、昨年10月の資料を再掲しているものでございます。説明は省略いたします。

資料3の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いつものように名札を立てていただきましたらご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

大山委員からお願いいたします。

○大山委員

決済方法の件、検討いただきまして、どうもありがとうございました。全額払い戻しということで、私は全く異存ございません。前回もそういうふうに申し上げたと思いますけれども。

それから、抑制の順位についても、前回、特にどういう理屈と余りはっきりしないけれども、やっぱり間接送電権のほうが先に抑制されるような状況になるのは望ましくないのではないかなということは申し上げたので、事務局の提案について賛成いたします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

小宮山委員からお願いいたします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。私も同様に、抑制の順位に関しまして、今回の案に賛同させていただきたいと思います。室長からもご説明がございましたとおり、やはりある程度、抑制が稀頻度であるという点、それからシステム改修の面、また計算が恐らく非常に複雑になるということから、当然のことだと思いますので、総合的に踏まえまして、今回のご提案に賛同させていただきたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

曾我委員、お願いいたします。

○曾我委員

間接送電権について、経過措置は既存の事業に生じる影響に配慮する観点からの適切な内容として設定されるという前提に立つとしましたら、連系線の故障といった不測の事態が生じた場合の不利益を誰がどう分担するかという場面においては、原則としては、経過措置と間接送電権は同等に取り扱われるのが適切ではないかというふうに考えております。このような考え方によるとしましたら、値差精算において特定の誰かに不利益を寄せるのではなく、経過措置、これは反

対潮流相殺前なのか後なのかという点もあると思いますが、その分と間接送電権、それぞれについて各事業者が均等に痛み分けをする、つまり、値差の一部だけを受け取れるという対応が可能なのであれば、それが望ましいようにも思われます。

一方で、先ほどご説明がありましたとおり、精算の方法が非常に複雑になるという点、あとは、頻度としても多くないといった総合的な考慮のもとで、経過措置のほうを、とのご説明については理解はできるころではあります。ただ、システムをつくり込みに時間がかかるというのは、今回の対応を一時的な手当てとすることで回避は可能なのかなと思いました。理論的な整理について余り腑に落ちてなかったところですので、思ったことを述べさせていただきました。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

4ページ目と5ページ目で説明していただいた内容ですけれども、基本的に今回いただいたところというのは、その経過措置分というのは最初に控除して、その残りの分は間接送電権として出すのだと理解しました。よって、経過措置部分というのは、ある意味、混雑が起こるときには明らかに優先され、抑制されることがないので、そういう意味で、今回、混雑が起こるときには経過措置を先に抑制するというのはバランスをとる意味でいいのではないかとのご提案自体は、ある意味、合理的な部分というのはあるのだと思います。但し、これは※印の3に書いてあるところが多分、重要だと思っているのですけれども、混雑が頻繁に起こるといふようなことが起きる。例えば混雑100%の場合は、実はこれは経過措置が劣後することになるのだと思います。よって、これはやっぱり状況、現在、頻度が少ないということで、これでバランスをとるというのは考え方としてはわかるのですけれども、ただ、混雑が余りにも頻度が上がってくるということになると、多分、このロジックというのはどこかでメリット・デメリットのバランスって崩れるだろうなと思います。そのあたり※印の3をちょっと、どういう状況の大きな変化がというのは多分、検討する余地あるのだと思うのですけれども、ここを押さえた上でそういう考え方なのだという今回の新しいご提案というのは、合理的だとは思いますが。

ありがとうございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、今の大橋委員の意見を聞いていて、きっと聞いている人はかなり誤解するのではないかと懸念しますので、一応念のために確認します。

今までの発想で、間接送電権の前の混雑は、それなりの頻度で起こるとしても、ここで言っている混雑は、間接的送電権が週間で売られて、売られた後、突然に連系線の容量が減ることに伴う混雑であって、例えば年間計画で作業停止とかが決まっています、それで容量が少なくなる結果として起こる混雑は含まれていない。今までの先着優先の考え方なら、それでも混雑と読んでいたのしょうけれども、今回問題になっている混雑はそういうような状況は含まれていない。したがって常識的に考えて、そんなものが頻発することは考えられない。直前まで全くその連系線の工事だとか予定もされていなかったのに、年中突然の工事が必要になることが予想されれば、そもそも公平・不公平などというような問題の前に、何でそんなおかしなことが起こるかということ自体が大問題になる。そのようなことは常識的には頻発には起きないということの前提で議論されている。混雑という定義の使い方が違うことは、認識する必要があると思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございましょうか。

特にご意見がないようでしたら、事務局から何かありますか。よろしいですか。

それでは、続けて4-1、4-2の資料についてご説明をいただきたいと思います。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料4-1に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

容量市場に関する既存契約の見直し指針についてです。この指針の本文につきましては、資料4-2として今回、資料を提示させていただいておりますけれども、説明につきましては、この4-2の内容をスライドに落とした4-1を使って説明させていただきます。

1ページ目をごらんください。既存の相対契約見直しの必要性についてでございますけれども、4つ目のポツに書いております。この容量市場ができた後に、費用の請求につきましては、小売事業者が発電事業者と相対契約を結んでいるか否かにかかわらず、行われることとなります。このため、小売事業者は、相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することとなります。また、発電事業者は収入を追加的に得ることができるようになると、こういった点を記載しております。

続けて2ページ目でございますけれども、こういう事情がございますので、容量市場の導入後は、制度導入後といたしますか、制度導入趣旨を踏まえまして、既存の相對契約につきましては、容量市場の容量契約が発効されるまでに適切に見直される必要があると考えております。

3ページ目が基本的な考え方になります。若干繰り返しになりますけれども、容量市場において取引されるキロワット価値に対する対価を含む既存の相對契約につきましては、容量市場導入後も現行の既存契約を継続した場合には、発電事業者においては二重の収入、小売事業者においては二重の負担を負うことになります。

2つ目のポツですけれども、こうした収入・負担の重複が解消されるように、既存契約につきまして、適切な契約内容の見直しを行うことが必要になると考えております。

3つ目に、なお書きとして書いてございますけれども、既存契約の中にキロワット価値が含まれていないような契約があった場合、また、容量市場の導入をあらかじめ見据えて契約の見直しを行った場合等につきましては、本指針によることが必ずしも適当というものではないと考えております。

4ページ目でございます。具体的にどうするかという点でございますけれども、当事者間でこの矢印に書いてあるような内容の措置を講ずることが望ましいと考えております。1点目は、発電事業者において相對契約の対象となる全てのキロワット価値に対応する容量を容量市場に入札する、こうした措置を講じるということと、2点目でございますけれども、既存相對契約においてキロワット価値に係る費用が全て支払われている場合には、既存契約を見直して、相對契約に基づく取引価格から容量市場から得られる収入額を差し引いた上で、発電事業者が差額分を受け取るといったような、既存契約の見直しを行うという対応が必要と考えております。

5ページ目をごらんください。先ほど4ページ目で申し上げたような対応が原則的な対応と考えておりますけれども、この原則を修正する必要があるかもしれないケースといたしまして、発電事業者等の容量市場からの受取額が減少する場合の考え方について、ここで整理を行っております。

2つ目のポツでございますけれども、収入額の減少分の扱いにつきましては、収入額の減少が生じた事由ごとに、発電事業者の収入額変更の原因や背景、あるいは契約締結時における料金やリスク負担の考え方、あるいは、いずれか一方に著しい負担が発生しないかといった観点から検討を行いつつ、当事者間で協議を行うことが適当と考えております。

6ページ目に、具体的にこの発電事業者等の容量市場から得られる収入額が減少する例を示しておりますけれども、こうした例としましては、例えば相對契約の対象とするキロワット価値が容量市場で落札しない場合があると考えておまして、そのさらに具体的な例としましては、1

つ目の矢印で書いてあるような、発電事業者等が入札を行わなかったケース、2つ目の矢印にあるような、入札したのだけれども容量市場で落札されなかったようなケース、それから3つ目の矢印にあるような、発電事業者が容量市場への参加資格を満たさなかったケース、こうしたケースが収入額が減少する例として挙げられるのではないかと考えております。また、2つ目の②に書いてありますような、約定はしたのだけれども、ペナルティが発生し、発電事業者等が受け取る収入額が減額されるケースもあると考えております。

7ページ目以下で、それぞれのケースが発生した際の参考となる考え方を書いてございます。例の1としましては、容量市場の入札を発電事業者が行わないケースでございしますが、これは発電事業者は確かに容量市場への参加が義務づけられていないわけでございますけれども、小売事業者と相対契約のある発電事業者等については、容量市場に参加することが想定されているといったことを書いてございます。

それから、8ページ目でございます。容量市場で落札されないケースでございますけれども、この点につきましては、2つ目のボツで書いてございますけれども、相対契約でキロワット価値に係る費用が全額支払われている電源は、容量市場での競争力が高い、すなわち落札しやすい電源であると、このように書いてございます。

9ページ目でございます。ペナルティによって収入額が減額された場合の考え方でございますけれども、こちらのペナルティはさまざまな発生原因によって生じると考えられるため、ペナルティの発生原因を踏まえて、対応を当事者間で検討することが求められるとしております。

続きまして、14ページをごらんいただければと思います。14ページは、経過措置により容量市場からの受取額が減額される場合について書いてございますが、2つ目のボツの最後に書いてあるとおり、経過措置による減額後の収入を容量市場から得られる収入として計算する。減額された後の収入分を差し引くということが適当ではないかとしております。

15ページでございます。最後に、紛争が生じた際の扱いでございますけれども、この場合は、取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができるとしております。

16ページでございます。今後の進め方でございますけれども、本日、本指針案につきましてご議論いただきまして、その上で事務局において精査を行いたいと考えております。それで成案を得ましたら、他のガイドラインとの統合を行ってまいりたいと考えております。

資料4-1の説明は以上となります。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明の内容に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いをし

たいと思います。

それでは、佐藤様からお願いいたします。

○佐藤オブザーバー

ちょっとまだ頭の整理が余りよくできてないので、意見というか質問で、その質問も多数になる可能性もあるのですが、私が聞きたいのは、ご説明はなかったのですが、資料4-2の注の3のところですね。2ページに書いてあります。容量市場で電源等が落札された場合、発電事業者等は容量市場から一定の収入を得ることが可能であるが、既存契約において固定費の全額回収を担保しない場合は、差し引かれる収入額について協議が必要というところであります。

それで、何が言いたいかというと、どの図でもいいのですけれども、例えば1キロワットで1,000円というふうに決まっていて、10万キロワットの相対契約を結んでいる事業者がいるとすると、発電事業者は落札されたら容量市場から1,000万円もらって、小売の人は絶対1,000万円払わなきゃいけないという状況になっていると。そうすると、小売の人は自分が1,000万円払うというのが確定して、発電事業者が1,000万円もらうということが100%わかっているわけですから、とにかく1,000万円くれよと言うと思うのですよね。相対契約でよっぽどキロワットというのがきちんと書いてあれば違うことを言うかもしれませんが、曖昧な場合はとにかく1,000万円返してくれと。だって、あなたはもらっているじゃないと言うと思うのです。

そのとき、注の3によると、もし発電事業者の人が、いや、これは絶対キロワット全部入っていないのだというふうに思ったら、いや、1,000万円返さないですよと、900万ですよと。だって、全部入っていないのですからと言って、指針のやつ注だって、キロワットが全部入ってなかったら返さないこともあり得ると書いてあったから、返さなくたっていいのですよねと言われたときはいいのですかね。つまり、曖昧で、発電事業者のほうは固定費が入り切らないと思っていて、ただ、それがその契約上ははっきりと書いていないようなところで、小売の人はどちらかよくわからないようなとき、発電事業者の人がこれを盾にとって全部は返しませんと言ったときは、いいのかどうかというのがどう考えるかという質問です。若干私も頭の整理がよくできてないところがあるのですけれども。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、鍋島さんのほうからお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

まさにご指摘いただいたようなケースについて今回ご議論いただくことも大事かと思っております。例えばでございますが、既存契約が仮にJPEXのスポット価格の年間平均に連動する

ような契約であったときに、なおこのJPEXの価格で固定費について十分カバーできるような水準なのだというふうに考えることもできると思いますけれども、例えば、この容量市場を創設する契機になったような、JPEXの価格だけでは固定費の部分について賄われないような限界電源があったときに、そういう契約の決まり方では固定費は全く回収できていないのだというようなものが仮にあったときに、さらにこの容量市場から得られるものについて小売側に全て返した場合には、発電側としては赤字になってしまうと。こんなこともあり得るのじゃないかと考えております。

ただ、これが、どういうケースにおいて固定費が回収されていないというふうに判断し、どういうケースにおいて固定費がもう既に回収されていると判断するかはケース・バイ・ケースのところもあると思いますので、これは当事者間でよく話し合ってくださいというふうにはしかできないのじゃないかと思ひますし、このガイドラインの中で、こういうケースはこう、こういうケースはこうと明示的に線引きを示すということもなかなか難しいのじゃないかと思ひまして、このガイドラインにおいては、やや抽象的でございますけれども、例えば12でございますが、キロワット価値を定義した上で、キロワット価値を十分に払っているものについては、このガイドラインの対象になるのだけれども、そうでないものについては、このガイドラインによることが必ずしも適当ではないということを示している次第でございます。

○横山座長

よろしゅうございましょうか。

それでは、竹廣さんのほうからお願いします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

今の佐藤オブザーバーのご質問にも通ずるところかもしれませんが、これは前回のこの作業部会でも申し上げさせていただいたところですが、容量市場で落札された事業者名と電源名といったものを、当然、公表されてよいものではないかなというふうに考えているところでございます。小売の立場から見ますと、今の事例にもちょうどございましたけれども、交渉している電源が容量市場の対価を受けている電源なのかどうかというのがわからない状況ということが発生するかというふうに思っています。

この資料にもありましたように、中にはそのリクワイアメントを満たしていないというようなことで、容量市場の対価を全額得られていない電源もあるかと思ひますけれども、少なくとも、二重の収入を得るといったようなことがないように、発電事業者と平等な立場で小売としては交渉をしたいというふうに考えていますので、この公表の仕組みとともに、最終的には既存契約の

見直し指針にも反映をいただきたいというふうに考えています。仮にその公表ができないというか、公表には反対だということがある場合については、まさに発電事業者側の立場では、そういう懸念があるのかもしれませんが、ちょっとぴんときていないところもございますので、そういうところがあるのであれば、ぜひご教示をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、菅野さん、お願いします。

○菅野オブザーバー

今回、既存契約の見直し指針案を示していただきました。当社は膨大な既存契約を抱える立場として、指針に従って今後見直しを進めていく。

ただ、今後2020年を跨いで、既存契約に大きな影響を与える複数の制度変更が予定されており、具体的には今年の秋から始まる地域間連系線をまたぐ取引における間接オークション、また容量市場及びベースロード市場、さらに本作業部会の外で監視等委員会で議論された託送料金の発電側基本料金についても既存契約の見直しが必要になる。なお発電側基本料金については既存契約の卸料金に円滑に転嫁されることが適当と、中間とりまとめ案に記載されている。このような複数の要素をトータルで見ると整合が取れているものとなるよう、今後ともご指導をお願いしたい。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、もう一度、OCCTOの佐藤さんからお願いします。

○佐藤オブザーバー

すみません。先ほどの鍋島さんの回答で、確かに非常にそうかなという気もしたのですが、ただ、逆に言うと、これは鍋島さんの答えを非難しているわけじゃ全然ないのですが、ただ、そうすると何か、私も今、既存契約がどうなるかなんて個別のことは全然知らないのですけれども、相当多くの契約というのが、ここに書いてある「なお」以下の、キロワット価値が含まれてないか、一部しかキロワット価値が含まれてないか、キロワット価値が含まれているかが明確でない契約ばかりだったら、そうすると、さっき鍋島さんがおっしゃったように、本指針によることを必ずしも適当というものではなくて、これも指針とは関係ない、これも指針とは関係ないという、せつかく指針をつくっても、指針と関係ない契約ばかりだったら何のためにつくっているのかなという気もして、ちょっとその実態としてやっぱりキロワット価値がどれぐらい明確に入っているかというのがわからないと、ここまで本指針によることが必ずしも適当でないとなってしまう

と、何か適当でないための指針をつくっているみたいなことになっちゃうと、それもどうかという気がちょっとしました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、國松さんのほうからお願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

この指針の中で言う発電事業者等、「等」の字は恐らくネガワットの事業者さんを含んでの「等」だと思うのですが、これは誰がその容量メカニズムで容量分のお金を得られるのかということなのですが、例えば地方自治体の持つておられる発電所を現在は入札において小売事業者が取得されることがあるわけですが、その際は容量メカニズムのお金は誰に入るのか。誰が入札をするのかもあるのですが、買われた小売の方が容量メカニズムに入札をしてその対価を得るのか、それとも地方自治体がみずから入札しなきゃ対価を得られないのか。

ですので、何が申し上げたいかという、契約の見直しというときに、容量メカニズムに申し込む権利とか、その対価を得られる権利というのを、はっきり誰に帰属させるのかを明確にする必要は恐らく出てくるのだらうと。今までは、ばくっと電気を発電しますという契約だったわけですが、1つ容量メカニズムというものができたことによって、そこの扱いを契約上明確にしなければいけませんねということなのかなとは思ったのですが、まずはその発電事業者という、この容量メカニズムで対価を得る人は誰と定義するのか、そのあたりはしっかり明確にすべきではないかなと思ったところでございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、趣旨に合わないかもしれないのですが、今議論しているのは、あくまで経過措置、既にこの容量市場ができるということを全く想定しないでつくられた契約で、後から容量市場が入ってきたという状況下で、それ以外のことは見直さないのだけれども、その条項だけ見直すケースに適用するものであって、今回示したような契約が、例えばこれから結ぶ契約の自然なひな形というつもりで出したのではない点は、まず理解する必要がある。その点は明らかにしておか

ないと、経過的なものだけじゃなくて、これから発電所を建てて、とかというときには、こういう契約が自然だと誤認されたら困る。

容量市場で得た収入を全部小売に還元することを強いられるとすると、これでは何のために容量市場をつくったのかということにもなりかねない。容量市場に出しても出さなくても、出して得たお金って全部手元に残らないなら、出しても出さなくても無差別ということになりかねず、そもそもの要領市場の趣旨に反するような気がするので、本来の契約として自然な姿というのではなく、あくまで経過的な状況のとき、この容量市場ができるということを全く想定しないでつくられた契約がそのまま続く期間の間だけの話だということは、まず明確にする必要あると思います。

次に、本来のルールは、もし仮に契約を結ぶ時点で容量市場があったとしたらどんな契約になったかというのを、ある意味で推定して、こんな感じになったのではないかということを行っているのではないかと思います。例えば、その典型的な契約ではないのかもしれませんが、二部料金、固定料金を払って、その後キロワットの料金を払うとかというときに、その基本料金というか、固定料金の部分は固定費というのが回収できるようにということで明確に固定費を反映したものになっていて、キロワットアワーのほうは、明確にその発電コストに対応したような契約になっているとすると、容量市場の分というのはあらかじめ除いて、基本料金の部分が下がるという契約が結ばれた可能性が高い。したがって、もし全体でこういうのが予想されているなら、予想されるような容量市場で得られる価格分は固定料金のほうから控除されているということで、出てきていると思います。

その原則というのを常に考えていけばよい。今言ったようなものだと、とてもわかりやすいけれども、例えば全部、固定料金なしでキロワットアワーの料金で固定費まで回収するという契約になっていたとすると、どうやって反映させたらいいのかが若干微妙。ガイドラインで明確に書くのは難しいのかもしれない。しかしもともとの契約に立ち返って、もしあらかじめ容量市場があったとしたらどうなっただろうと想定されるものから逸脱したような見直しが行われると、どっちかが不満を持って監視等委員会に駆け込んでくることになると思われる。

監視等委員会は、そういう原則で見ても著しく変じゃないかというのを見るということにしておけば、佐藤オブザーバーがご懸念になったような、この典型的なもの以外のところが当てはまらないなら、ほとんどのところが当てはまらなくて役立たずになるのではないかという程には役立たずのガイドラインにはならないのではないかと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

大山委員、お願いします。

○大山委員

ちょっと単純にわからないので質問なのですが、14ページのところで、経過措置により容量市場からの受取額が減額されるというのがあって、これって小売のほうは一律に減額されるけれども、発電事業者のほう既設と新設で減額率が違うということになるのかと思うのですが、例えば、ある小売は相対契約をしている電源は全て既設である、ある小売は全てが新設であるというような場合だと、発電事業者が受け取る額と小売が払う額というのが異なってくるんじゃないかと思うのですが、そうすると、片方ではトータルでは両方もうけてしまって、反対のケースでは小売が余計に払わなきゃいけなくなってくるというようなことが起きるような気がするのですが、そんなことはないのでしょうかという単なる、ちょっとまず理解をしたいと思います。

○横山座長

じゃ、鍋島さんのほうから。

○鍋島電力供給室長

今の事務局案のこの14ページの考え方に照らしますと、小売側はこの経過措置によって、国全体の既設電源・新設電源の比率にもよると思いますけれども、7対3と仮定した場合には、約定価格から29%割引になっていると。そのときに既設電源は、この約定価格の42%引きのものしかもらっていないと。したがって、この小売事業者からして、この既設の差し引かれた分だけ引くということになりますと、既設電源については、小売が払っているものよりも差し引いた額しか相対契約から引かれない。だから、その分については若干負担がふえるような形になるのではないかと思います。新設電源の人については、これは約定価格どおりですので、容量市場からもらえる金額もそうなりますし、したがって、相対契約からその分多く差し引かれるわけですから、この場合は、そういう新設電源と契約を結んでいるような小売事業者が便益を受けるような形になろうかと思っております。

○大山委員

多分、私が申し上げたとおりで、理解は間違っていないと思うのですが、それで契約を見直すのが大丈夫かなと、ちょっと心配になっただけでございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、曾我委員、お願いします。

○曾我委員

今回の見直し指針は、新規で締結する契約についてのもではなく、既存の契約についての見直しということで、取引ごとに当事者間で合意で見直すかどうかというところから決めるというものだと理解しております。指針については、先日のパブコメにも複数ご意見があったように、関係事業者からのご要望でもありますし、実務の混乱を防ぐという観点からは必要であると考えております。

今回、提示された指針案の内容についてなんですけれども、キロワット価値の二重取りですとか、二重の負担を回避すべきというコンセプトに加えまして、発電事業者の容量市場からの受取金額が減少等する場合の事由ごとのリスク分担の考え方のコンセプトについては、資料4-2の3ページの中央あたりに検討の指針が盛り込まれておりまして、こちらの視点については、私のほうでは特に気になる点はございません。

記述のレベル感ですが、容量市場に関する制度の詳細——例えばそのリクワイアメントやペナルティの内容——等が決まる前ですので、現状で細かい指針作成というのは非常に難しい状況と理解しております。また、既存のPPAがどういったたてつけになっているかという点も、今後色々な実務からのご要望等も出てくるかと思っておりますので、それを踏まえて、より詳細な指針を今後、必要な時期までに示す余地はあるという理解をしておりますので、その点を申し上げたかった次第です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、阪本さん、よろしく願いいたします。

○阪本オブザーバー

イーレックスの阪本でございます。

新電力というか、小売事業者にとってみますと、圧倒的に電気を相対契約で買う立場でございまして、その際に、新規の相対契約に関してガイドライン等をお示ししていただく上でぜひお願いしたいところは、どこまでがこの固定費に相当して、どこまでが変動費に相当するのかというようなところは、小売事業者にとってみれば圧倒的にそういう情報というのが入りにくいと、個別の契約を締結する際にもわかりにくいという、情報がないというようなところがございまして、我々小売事業者にしてみれば、相対の契約の基本料金の中に全て固定費分が入っているのか、それで十分でないのかというようなところが必ずしも情報として入ってこないというようなところがありますので、そのあたりガイドライン内というようなところで一般的なのか、既存の発電所燃料種別ですとか、そういったような発電種別ごとの基本料金というか、固定費というの

が大体どのくらいになるのかというようなものも、ある程度お示しいただければというようなところでございます。

いずれにしても、ちょっと情報の非対称性があるのかなというようなところには、ご留意いただければというところでございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、OCCTO、佐藤さん、お願いします。

○佐藤オブザーバー

先ほど松村先生がおっしゃったことって、恐らくそのとおりだと思うのですが、私もちょっと考えてみますけれども、そうすると、今の阪本さんがおっしゃったことも含めてなんですが、この3スライド目の3つ目のポツで、最後に、「本指針によることが必ずしも適当というものではない」というのが、逆にそうじゃなくて、契約等については特段の協議が必要であるとか、むしろ本指針のターゲットになるというふうに書かないといけないということですね。こういうキロワット価値が含まれてないとか、一部とか明確じゃないやつも、この指針、どういうふうに指針ってまた書くのかと考えなきゃいけないのですけれども、指針によることが必ずしも適当じゃなくて、むしろ指針に合うと、合うから十分協議をしてくれというふうになるということですよ。

これは、私が役立たずになると言ったのは、指針によることが適当じゃないと言って、指針の範囲外じゃないかというご回答があったので、そうすると、範囲外の契約ばかりだと、ほんのちょっとしかない契約のために指針をつくるのはちょっとコストパフォーマンスが悪いなという意味で言ったということですから、ということでもよろしいですね。

○横山座長

鍋島さん、どうぞ。

○鍋島電力供給室長

そのような気もいたしますので、ちょっとそこについてはこの議論を踏まえて改めて精査したいと思います。

○横山座長

それでは、鍋田さん、お願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

1点、先ほど、落札された電源について公表したほうが良いのではないかという話があって、できないならば、その理由をというお話がありました。私も特段の問題はないとは思うのですけれども、逆に、いろんな発電業者の方がいるので、少し意見を聞いたほうがいいのではないのでしょうか。例えば、落札されたような電源についてはいいと思うのですけれども、逆にそれによって落札されないような電源もわかってしまうような逆の効果がある可能性があるので、ここですぐに結論を出すというよりも、いろいろな方の意見を聞いていただいて最終結論を出す、もしくは公表の仕方を少し工夫するとかということ、やったほうがいいのではないかなと思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

小宮山委員、お願いいたします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。

コメントですけれども、発電事業者等の容量市場からの受取額が減少する場合、やはり先ほど曾我先生もおっしゃっていたとおり、ペナルティのまだ具体的な内容が固まっていない段階でここで固めるというのは、まだそのペナルティの発生する計画外停止の定義とか、恐らく議論が今後行われると思いますので、ペナルティの詳細が固まった後、もう少し総合的に見る視点も必要かと思いました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

すみません。ありがとうございます。

容量市場は全国一律ですので、市場分断時のエリア間値差が発生することもあるのかなど。その際の対応のあり方というのも、実は既存契約の見直しの中で重要な指針になると思いますので、この場ではないのかもしれませんが、どこかで今後、整理していただく必要があるのではないかと思います。思った次第です。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

そのほかにご意見ありますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局のほうからコメントをお願いします。

○鍋島電力供給室長

本日いただいたご意見を踏まえまして、また精査をしていきたいと考えております。その際に、小宮山先生からもご指摘ありましたが、確かにペナルティだとかリクワイアメントなどの詳細が現時点で固まっていないというような状況もございます。そういうこともございますので、容量市場のさまざまな検討がさらに深まっていった後で、またこれも見直していく必要がある、さらに精査していく必要があるのだろうと考えております。

本日は、この既存契約の見直し指針につきましては、年末の中間論点整理におきましても検討する必要があるということにしておりましたし、事業者意見としてもこういうものを検討していただきたいというようなご意見がありましたので、今回かけさせていただいたものでございます。さらに検討していきたいと考えております。

それで、大山委員からご指摘ありましたこの経過措置につきまして、これで値差のようなものが生じるのだけれども、よいのかという点につきましては、1点、先ほどきちんとご説明できていなかったところもございますが、確かに既設電源を持っている人、持っていない人ということでは差が生じるわけでございますけれども、他方でこの経過措置を導入した経緯といたしましては、そもそも電源と相対契約を持っていない人について非常に負担が大きくなるということも踏まえて、こういう経過措置を入れているものだと考えております。ですので、電源を全く持っていない人からしますと、この14ページの図でいいますと、例えば2024年に29%の負担の減少が起きている場合においては、全く相対契約がない人については71%分この容量市場からの支払いがふえると。こうしたさまざまな観点を踏まえて、経過措置を入れるということにしたものと考えておりまして、その点については補足説明させていただきたいと考えております。

それから、又吉委員からご指摘のありましたエリア間値差が生じる場合という点につきましても、もちろんこれも大事な論点だと考えております。このエリア間値差がどうつくかという点につきましては、広域機関において今、市場分断の方法も含めて細かい点を議論していると理解しておりますので、そういう点も踏まえて検討していく必要があるのだろうと考えておりますけれども、ただ、いずれにしても、容量市場に係る相対契約につきましては、小売の請求はピーク時キロワットによって請求されると、発電側は発電側の期待容量に基づいて収入額を受け取る

というようなところがありまして、もともと完全に等価なものということが難しいというところもございます。そういうところもありまして、こういうガイドライン、発電側がもらったものを差し引くというような考え方に整理を案として提示しているところがございますけれども、そもそもそういう性質があるというところについては、補足説明させていただきたいと思った次第でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにご質問ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、続きましてベースロード電源市場について、資料5のご説明をよろしくお願ひいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料5に基づきまして、ベースロード市場についてご説明したいと思います。

資料、まず1ページから4ページまでは、中間論点整理での内容を掲載しております。説明は省略させていただきます。

それから、5ページから8ページにかけては、これは年末から1月にかけて行った意見募集結果の概要について記載しております。こちらも説明は省略させていただきます。

9ページ目から10ページ目にかけては、本日ご議論いただきたい論点を一覧として掲載しております。内容につきましては、それぞれの論点における説明の中で説明していきたいと考えておりますので、こちらも説明は省略させていただきます。

11ページ目からでございます。最初にいきなり論点に入るわけではなくて、事務局から関連資料を整理いたしましたので、その内容をご紹介したいと考えております。

まず、ベースロード市場と諸市場等との関係についてということで、スライドを掲載しております。この中で、ベースロード市場につきましては、2つ目のポツに書いておりますけれども、燃料費調整制度を導入せず、年間の先渡商品を基本として制度設計をするということとされております。3つ目のポツに書いてありますが、ベースロード市場につきましては、関係事業者にとって新たな電気の取引機会を生み出すものではございますけれども、ほかの市場や関連する諸制度との関係にも留意しつつ検討を進めることが重要と考えております。

こうした観点から、次のページから幾つか情報をまとめておりますので、ご紹介させていただきます。

12ページでございます。まず、先渡市場との関係でございますけれども、JEPXにおきまし

て、現在、先渡市場のシェアは約0.03%と伺っております。この約定量につきましては、昨年度は4,800万キロワットアワー、件数にして120件にとどまっていると伺っております。ベースロード市場につきましては、先渡市場の一種と考えておりますけれども、このベースロード市場には、年間約560億キロワットアワーの売り入札が見込まれているということでございますので、先渡市場等の規模ということでは、大きく拡大することが見込まれるという状況かと思っております。

13ページをごらんください。この先渡市場でございますけれども、監視等委員会におきまして、活性化に向けた議論が現在行われていると承知しております。ベースロード市場につきましては、既存の先渡市場の商品とは違う点もあるわけでございますけれども、監視等委員会の議論におきましては、現行の先渡市場に関しまして、事業者の価格固定ニーズが生じにくい点が指摘されております。特に買い手側については常時バックアップが存在するという点とその理由として挙げられておきまして、ベースロード市場においても留意が必要な事項と考えております。

14ページ、その関連で常時バックアップについて説明資料を掲載しております。常時バックアップにつきましては、基本料金と従量料金の二部料金制となっております。さらに、燃料費調整制度によりまして、燃料価格に連動するような仕組みになっております。常時バックアップにつきましては二部料金制になっておりますので、負荷率が高いほど割安になるという関係になっておきまして、この右下の図のように、負荷率が高まるほど安くなると、こういう状況になっております。

15ページでございますが、これを裏づけるもの、あるいはこういう関係があるということを示唆するものとしまして、スポット市場の価格の水準が常時バックアップの負荷率に影響している可能性を示すデータがあるという点につきまして、ご紹介させていただきます。

16ページをごらんいただければと思います。先ほど出てきた燃料費調整制度についてのご紹介でございます。燃料費調整制度につきましては、小売料金に1996年1月から導入されているものでございます。現在も、みなし小売電気事業者の特定小売供給約款料金に適用されておきまして、形式は異なりますが、常時バックアップにも採用されているものでございます。

17ページに、さらに燃料費調整制度についての説明を書いておりますけれども、この燃料費調整制度につきましては、各燃料の3カ月間の貿易統計価格に基づいて算定され、月単位でなだらかに変化するものでございます。右下に過去2年間の燃料費調整額の推移を掲載しておりますけれども、キロワットアワー当たりで数円程度、年間で変動しているという様子が見てとれます。

18ページに入りまして、全く視点は変わりますが、海外事例についてご紹介をしております。フランスにおきましてARENHという制度が導入されておきまして、新規事業者に対し

てEDFで発電した電力の一部を供給しております。2011年にARENHが導入されて以降の利用量の推移を表でデータで示しておりますけれども、2016年ごろ、フランスの年間先物価格が下落した際に、ARENHの利用量がほぼゼロになったということもございました。現在では年間先物価格が上昇しているため、ARENHの申し込み量は増加しておりますけれども、こうしたフランス国内における年間先物価格、ベース的に取引されるこの年間先物価格とARENHの利用量の間に関係があるということを示すデータですので、ご紹介いたしました。

19ページでございます。これはARENHの概要でございますので、説明は省略させていただきます。

20ページでございます。スポット市場でございますが、こちらはご案内のとおり、需要の増減、気象状況等によりまして、スポット市場価格は短期間で変動いたします。

21ページ、相対取引についても情報を掲載しておりますけれども、旧一般電気事業者と新電力の間の相対取引につきましては活用が期待されるものでございますけれども、現在の取引量を見ますと、総需要に占める割合は1.68%にとどまっているとのデータがございます。この下のグラフを見ていただきますと、この1.68%のうちの半分は一般電気事業者からグループ・子会社向けの供給でございますので、それを差し引きますと、グループ・子会社以外への供給は、半分の0.8%程度と認識しております。

22ページでございます。ベースロード市場の商品につきましては、これは新電力による電気の調達の一手段として新たに登場するものでございますけれども、燃料費調整制度を導入しない先渡商品という特色がございます。このベースロード市場の商品が利用されるかどうかは、他市場との関係も頭に置く必要があるのではないかと考えておりますし、ここに、この灰色のところの表で書いておりませんが、容量市場の登場により、またこのベースロード市場の競争性なども変わってくるのではないかと理解しております。

23ページから論点のスライドになります。

23ページにつきましては、新電力の供出についての論点となります。年末の意見募集でもご指摘いただいた論点でございますけれども、年末の意見募集で、2つ目のポツですけれども、新電力が発電事業者としてベースロード市場で電気を売ることは認めてほしいとの意見がございました。この点につきましては、市場の活性化の観点から認められるべきものと考えております。

※のところですが、監視のあり方につきましては、旧一般電気事業者等と区別されるべきと考えておまして、詳細については別途議論したいと考えております。

また、名称につきましても、意見募集の際にご指摘ありましたけれども、この際、ベースロード電源市場からベースロード市場と呼ぶように、名前を変えてはどうかと考えております。

次、24ページから相対取引の位置づけについてスライドを掲載しております。これまでの議論におきましても、新電力と旧一般電気事業者等との間で結ばれる相対契約につきましては、その取引量をベースロード市場への供出量から控除すべきと、こうした議論が昨年行われていたところでございます。

25ページから詳細論点について記載しておりますけれども、幾つか論点がございまして、まず論点1、新電力の定義につきましては、ベースロード市場から購入可能な新電力の定義と基本的にあわせて考えるべきと思っております。

論点2、ベースロード市場への供出量との公平性という点に関しましては、この控除可能量、旧一般電気事業者側の控除可能量は、供出量の10%に当初は限ることにはどうかと考えております。その後の拡大については、状況を見ながら検討することにはどうかと考えております。

26ページ目です。論点3、新電力間の公平性という点でございまして、供出量から控除する際は、特定の電力と多量に相対契約を結んだとしても、当該新電力の購入可能枠を上限として控除することにはどうかと考えております。

続きまして、27ページ、論点4でございまして、ベースロード市場と同等の価値を有する相対契約につきましては、一定の負荷率を基準として控除可能量を計算するとして、少なくとも70%以上の負荷率の相対契約について控除可能とすることにはどうかと考えております。また、価格につきましても、ベースロード市場への供出上限価格と著しく乖離がないかを確認することとしたいと考えております。

論点5の控除に係る具体的な手続につきましては、JEPXにおける取引方法を踏まえて、実務的に検討することとしたいと考えております。

28ページは、前回の議論のスライドですので、説明は省略いたします。

以上が、相対取引に係る論点でございます。

続きまして、29ページ、論点3といたしまして、調整係数の考え方について記載しております。ベースロード市場への旧一般電気事業者等の供出量は、この29ページの下に書いてあるような算定式で計算することとしておりました。その中で、調整係数dという係数が存在していたところでございまして、この調整係数dにつきましては、当初1として、0.67程度に段階的に引き下げることにしておりました。その際、dの値につきまして、具体的な算定式を定めておくことが望ましいのではないかとのご指摘をいただいていたところでございます。

30ページでございまして、この算定式につきましては、下のところに書いてあるような、15%から30%にかけて線形的に引き下げていくような算定式に基づいて算出することにはどうか

うかと考えております。

31ページでございます。ここから論点4、常時バックアップ・部分供給についての論点となります。

昨年の作業部会におきまして、常時バックアップにつきましては、その取引量等をベースロード市場における供出量及び購入枠から控除してはどうかといった議論がなされておりました。この購入枠から控除するかどうかという点でございますけれども、これはよく考えてみますと、単純に前年度の常時バックアップ契約量を控除した場合には、この新電力等がベースロード電源市場へ移行するということができなくなるのではないかと考えております。したがって、この点につきましては、これを行わないようにしたいと考えております。

また、先ほど冒頭でご説明したとおり、各市場制度がつながっておりますので、場合によっては、常時バックアップの価格はベースロード市場の価格よりも安くなるという場合も考えられると思いますし、その場合は裁定取引が生じるといった状況もあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、常時バックアップのあり方につきまして、基本政策小委において検討をしているところでございますので、そちらで検討を深めることとしてはどうかと考えております。

32ページでございます。常時バックアップにつきまして、旧一般電気事業者の供出量から一定量を、契約量ないし供給量を控除するという点が議論されておりましたけれども、年末の段階におきましても、初年度における取り扱いについては今後検討するとしていたところでございます。

33ページでございます。この点についてでございますけれども、常時バックアップにつきまして、ベースロード市場が創設された後も一定程度残る可能性があるかと、併存することになると考えております。その際に行うべきことは、ベースロード市場導入直後の常時バックアップの使用量を予見した上で削減すると、控除ということが理想ではあるのですが、初年度と2年度については、前年度の常時バックアップの契約量、供給量を見たときに、ベースロード市場が存在しない状況での契約量、供給量を参照することになってしまうということでございまして、こうした点を考えますと、初年度と2年度目につきましては、前年度の常時バックアップの供給量の半分を控除することとしてはどうかと。予見性が少ないので、半分ということとしてはどうかと考えております。3年目以降につきましては、原則どおり、前年度の供給量、契約量を全量控除することを基本としてはどうかと考えております。

34ページ目でございます。部分供給でございますけれども、3ポツ目でございますが、部分供給につきましても、これを供出量から控除するというのも考えられるわけでございますけれども、結論としましては4ポツ目に書いておりますけれども、部分供給は需要家ごとに供給形態が

異なるといった事情もございますので、市場開始後、当面の間はベースロード市場への供出量から控除しないこととしてはどうかと考えております。ただ、状況変化に応じて、適宜見直しを行うこととしてはどうかと考えております。

35ページ目から部分供給に関する資料が3ページ続いております。説明は省略させていただきます。

38ページでございます。買い手の取引要件でございますけれども、買い手の取引要件に関しまして、中間論点整理におきましては、事前要件かつ実績値基準が妥当であるという意見が多数出されたのだけれども、需要の増加が確実に見込まれる場合には、計画値基準を取り入れて、事後要件をとることが適切ではないかといった意見もあったところでございます。

この点につきまして、改めて検討を事務局でも行いましたけれども、やはり新電力が計画値に基づいて購入し場合に、さらに実際のベース需要が計画値よりも少なかった場合には転売せざる得ない状況も出てくると思っております、ペナルティによってこのような転売を防ぐことは難しいと考えられること、また、この意見募集におきましても、ペナルティの水準を軽くするべきという意見もございましたけれども、需要家サイドからは転売は認めるべきではないという意見もあったということなども踏まえますと、結論におきましては、この計画値基準をとるということとはしないこととしてはどうかと考えております。

39ページ、これも年末に検討した点でございますけれども、小売事業者に登録したばかりの事業者にとっては1年間の実績を有しないわけでございまして、こうした事業者につきましては、例外的に計画値基準を認める、こうした事業者に限って計画値基準を認めることとしてはどうかと考えております。その際の取り扱いにつきましては、従前の議論を踏まえまして、超過量を翌年度の購入可能量から差し引くといった対応にしたいと考えております。

40ページ目は前回の議論の資料ですので、説明は省略させていただきます。

41ページ目から、ベースロード市場の供出価格と監視のあり方についての論点を掲載しております。これは、年末の中間論点整理におきましても、今後議論する内容として掲げていた論点になります。

第16回の作業部会におきまして、ベースロード市場の監視につきましては、取引監視等委員会が行うということ、それから基本的な考え方につきましては、適正取引ガイドラインに記載をすることといった点について、ご議論いただいております。本日は、この供出価格の考え方や監視のあり方につきまして、基本的な考え方を整理するべく、ご議論いただきたいと考えております。

まず42ページ、供出価格についてでございます。若干読み上げますが、第12回の作業部

会でもご議論いただいたとおり、供出価格につきましては、新電力と旧一般電気事業者の小売部門とのイコールフットイングを図る観点から、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベース電源の卸供給料金と比して不当に高い水準とならないよう、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格を供出上限価格とするとしておりました。

ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格につきましては、ベースロード電源の運転計画、燃料費、設備維持費用等を踏まえまして、費用を年間発電電力量で割り戻して算定することと考えておりました。その際の費用につきましては、より詳細に考えますと、このみなし小売の供給約款料金算定規則に準じて算出し、その関係費用の合計とすることを基本としてはどうかと考えております。そうなりますと、この※のところを書いてありますけれども、この料金算定規則の考え方に準じれば、建設仮勘定に計上される資産に係る償却費などは、この費用に算入されないという考え方になります。

43ページは監視の時期についての考え方でございます。先ほど申し上げたようなこの料金算定規則の考え方に沿って積み上げベースで費用をつくることになると、想定原価を計算することになりますので、2つ目のポツですけれども、取引時の供出価格のみならず、この想定原価と実績費用のずれというのを確認する観点から、受け渡し後の実績についても確認するということになるのではないかと考えております。

44ページ目でございます。期待される監視のあり方ということで、スライドを掲載しております。

1つ目のポツでございますが、先ほど申し上げたような供出上限価格の考え方は、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比較して、この供出上限価格が不当に高い水準ではないことを確保する趣旨で、設定するものでございます。他方で、この小売料金等を参考に小売部門の調達価格の説明の妥当性を確認した際に、小売部門のベースロード電源に係る調達価格がベースロード市場への供出価格を不当に下回る場合につきましては、供出上限価格を設定した趣旨が達成できないおそれがあると考えております。

少し具体的にご説明しますと、次の45ページ目をごらんいただければと思いますけれども、まず①としまして、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格以下で供出することを確認するというのが価格についての基本的な考え方でございます。この図におきますと、左側の供出価格A円というものを積み上げベースのコストで確認いたします。このA円は、旧一般電気事業者の発電部門から小売部門に対して、社内取引あるいはグループ間取引として卸されるこのB円という価格と一致しているということが想定されているものでございまして、このB円の妥当性を確認していくことも重要と思われまますけれども、その際にはこの小売平均料金のE円、ないし旧

一般電気事業者等の発電部門から小売部門に卸されるベースロード電源以外の電源に係る電気の価格C円、ないし外部から調達する電気の価格D円、こういったものを参照しまして、このB円の妥当性について確認していくことも重要かと思っております。

このときに、同時にですけれども、※のところを書いておりますけれども、小売部門の調達価格と個別の小売料金の関係等につきましては、監視等委員会において競争促進の観点からさまざま議論を行っていただいているところと認識しております、こうしたことを総合的に調べた上で、B円は実はもっと低いのではないかということが明らかになりますと、供出価格A円の見直しを行っていくと、こういう関係にあるのではないかと考えております。

ちょっと説明が前後しますけれども、44ページに戻っていただきまして、先ほど申し上げたとおり、何らかの不整合が確認される場合には、供出事業者の供出価格の精査が必要であって、場合によっては、供出事業者に対して供出価格の見直しを求める等の対応が必要になるのではないかと考えております。

また、3つ目のポツですけれども、今後の市場運用に係り、適正な価格による供出がなされていないといった不適切な行動が見られる場合には、さらなる規制の強化を含めた見直しを行うことも必要かと思っております。

この※を書いておりますけれども、2つ目の※に書いてありますところは、供出価格が当該小売事業者の小売料金水準を上回っている等の場合を含めまして、小売事業者の廉売等に係る競争上の問題の有無、対応については、必要に応じて別途、電力・ガス取引監視等委員会において、しかるべく対応いただくということを書いております。連動しますけれども、こういう整理になると考えているという旨を、ここで記載しております。

資料につきましては、46ページは、前回ご議論いただいたときの意見について掲載しております。

47ページにつきましては、前回ご議論いただいたときの資料を再掲しておりますので、説明は省略させていただきます。

長くなり恐縮ですけれども、資料の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思っております。

それでは、武田委員、お願いいたします。

○武田委員

ありがとうございました。

最後の論点、監視のあり方のところについてコメントさせていただきます。45ページに書いていただいたこの図に沿って、意見を述べさせていただきます。

まず、事務局からお示いただきました、卸市場については、供出上限価格以下であるのか、また、自己小売部門との非差別がB L市場への供出について保証されているのかを見ると。また、小売市場については、45ページの左下の※にありますように、小売部門での不当廉売に該当しないかを見ると。ここで書いていただいたことは、B L市場の機能のために必要であり、支持したいと思います。その上で、これで十分なのかということについて、今から述べさせていただきます。

この45ページの図に書かれたような構造は、競争政策、競争法分野では、プライススクイーズとかマージンスクイーズと呼ばれている類型でございます。これについてはいろいろな考え方があります。そして、そのいろいろな考え方についてここでは述べませんが、日本の最高裁がこのスクイーズが独占禁止法に違反するかどうかについて判断を示していますので、その考え方について述べさせていただきます。

これは平成22年のNT T東日本事件で、資料に書かれた構造と類似する構造であって、そこでの考え方はB L市場でも参考になるものであります。同事件について、日本の最高裁は、ここで書かれています小売部門の不当廉売に当たらなくても、小売市場での競争者排除をもたらすような卸市場での価格づけがなされているならば、それは卸市場における取引拒絶、すなわち卸市場が高過ぎるということの問題にし得ると述べております。要点だけ言いますと、ここで書かれているような費用割れの要件を満たさなくても、小売市場での競争者排除につながる場合には、卸市場での価格を直接コントロールできる訳です。これは独占禁止法の話ですが、監視等委員会が行う卸市場での規制にも参考になると思います。

その考え方によりますと、資料の値段でいいますと、供出価格のA円と、E円とを比較して、託送料金をちょっと考慮外に置きますけれども、競争者、この場合ですとB L市場から購入する新電力に生存可能性があるかどうかを見ることになります。もちろん、このような卸市場での価格の規制が例外的であるということは、最高裁も述べています。したがって、より慎重な議論がなされるべきであると思いますし、今からなされると思いますけれども、資料で書かれているような不当廉売の問題、また、卸価格の上限価格以内かどうかといった問題に視点を閉じることなく、今後議論を進めていただければと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員から、お願いします。

○松村委員

すみません、私も、今、武田委員がご指摘になった45ページのところです。

上限価格のところだけ見ているのでは不十分なのではないか、もっと見ろというのは全くもつともだと思いますが、私はもっと危機感を持っています。この資料は相当にまずいのではないかとつまり、この資料では上限価格を見るという観点からも、ちゃんとできていないのではないかと恐れています。

ずっと同じことを繰り返していますが、私は、少なくとも小売価格があったとして、そこから託送料金を引いたもよりも、この入札価格が高かったら全く説明ができないと思っています。それは、小売のコストがゼロで、小売の利潤がゼロだったとしても、そのコストで販売できないということだから、不当廉売をしているのは明らかで、もちろんその条件、つまり小売価格から託送料金を引いたものよりも卸価格が低かったとしても不当廉売ではないという十分条件ではないというのは十分わかっているのですが、もしそんなことがあったら全く説明がつかない、小売のコストがゼロだったとしても、小売の利益がゼロだったとしても、維持できないような価格になっているわけで、こんなのは調べるまでもなく真っ黒、小売価格が低すぎるというより説明がつかないほど卸売価格が高い、プライススクイズが起きているということなので、そんなことが少なくとも起こっていないことをきちんと確認してほしいと言いつつ続けている。私は、それよりも相当に後退しているのではないかと恐れています。

まず小売の平均料金などと書いてあるわけですよ。小売の平均料金というのがどこの範囲を念頭に置いているのかというのにもよりますが、これはベースロードの市場なので、完全に豆腐型で販売するわけですよ。完全に豆腐型で販売するコストと、負荷パターンがそれよりもはるかに悪い需要家に販売するものとは、コストの構造は全く違うに決まっている。負荷パターンが悪いほうがコストは高いに決まっているのにもかかわらず、そういうのも全部含めた小売料金なんかで見たら、ベースロードのコスト構造の推計としては、いかにも粗いものになってしまう。これは小売平均と書いてあるけれども、当然、豆腐型と想定されるようなものと常識的に考えてもそうだと思いますが、それだとしても、後から言う理由でまずいと思いますが、そうでないようなものも、いろんなものを含め大口全部入れたり、あるいは小口まで含めたなどというようなことをやったとしたらなおさら、私は問題外も問題外だと思います。

次に、今、NTTの事例が出てきましたが、事実としてまず認識しなければいけないのは、このBL市場では、あくまでも札を入れる価格のことを言っているわけですよ。NTTのケース

は、そういう入札のある市場ではなく、まさにその価格で小売が買ってくる契約であるのに対して、こっちの場合には市場メカニズムだから、その入札価格よりももちろん高い値段で売れる可能性がある中での、販売価格ではなく入札価格を問題にしているのも、なおさらそこを高くすることに関しては、その正当性がNTTの事例に比べても低いと思います。

それから、通信の場合には、この小売料金というのが強烈な差がついているということ、もちろん、小売料金の差がないとは言わないけれども、強烈な差がついているということは余りなくて、したがって、ある種の平均料金というか、標準的な約款を見ていればかなり正確に判断できる。少なくとも電力市場では負荷パターンに応じてそれなりの価格差がついていることは既にわかっている状況下で、それで平均をとるなどということをして本当にいいのかは、ちゃんと考えていただきたい。

それで、その一番低い価格だったとしても、それはベース相当というのか、あるいはそれよりも悪いもので一番低い価格だったとして、そこから託送料金を引いたものよりもその応札価格が高いなどということがあったとしたら、その需要家に関しては明らかにコスト割れで売っている、小売り利潤ゼロでも説明つかないようなところで売っていることになるわけで、そのようなものはもう完全に真っ黒だと思います。それは不当廉売かどうか詳しく調べるとか、そんな悠長なことを言っているのではなく、BL市場でもし万が一そんな恐ろしい価格での入札が出てきたら、そもそもBL市場は完全に失敗だったということを世の中に示すことになると思いますので、これに関してはもう少しちゃんと調べていただきたい。例えば小売価格だとかというのなら、公共の電力調達とかで入札の価格とかというのはある程度わかっているわけですから、少なくともそこで説明できないような水準、そこから託送料金を引いたような水準よりも高い価格で出てくるなどというのは、未然に防がなければいけない。

この書き方だと、つまり不当廉売の可能性があるから、ゆるゆると監視等委員会のほうで後から調べますというスタンスだとすると、これは旧一般電気事業者の対応としては、監視等委員会から文句言われたら、小売の価格を上げて対応していく。つまり、まるで経産省が小売価格を上げるということを指導しているというようにも見えかねない結果になる。でも、私自身は、旧一般電気事業者といえども不当廉売など決してしていない、ずっとそう説明しているわけですから、不当廉売をしていないことを前提として、不当廉売をしていないこととインCONSISTENTな卸入札価格になっていないかどうかは、きちんと前もって見るべきだと思います。

実際に不当廉売というので独禁法で争うなどということをする、時間がかかって、せっかくBL市場ができたのに、何年もほとんど無意味な市場になって、その間に競争が死んじゃってもいいのか。きちんと考えていただきたい。しつこいようですが、小売価格から説明つかないよう

な売り札が出てきたとしたら、これはB L市場が失敗したということ。

もともと貫徹小委のところで議論されていたのは、いろんなものとパッケージだということで議論されたはず。パッケージの反対側のほうは、もう既に導入が決まって実現しているのにもかかわらず、そのパッケージとして出てきたB L市場は、形だけは整えたけれども、全く無意味なばかりに高い売り札の市場になったなどということになったら、これはエネ庁の政策の失敗だと言える。監視等委員会に全部任せるのではなく、エネ庁のほうももう少しちゃんと考えなければいけないのではないかと。少なくとも小売平均料金というような甘いもので本当に見ていていいのか。きちんと考えていただきたい。

同じことを繰り返して申しわけないのですが、監視等委員会には怒られるかもしれないのですが、監視等委員会は、周知の事実として、ベースロード電源市場を余りポジティブに考えていなかった。これが重要な役割を果たさずと置いていなくて、グロスビディングのほうがよっぽど重要だと言っていたわけで、もともと乗り気でなかった機関に監視を全部任せ、結局ゆるゆるとした監視しかやられない、値上げ誘導の機能しか果たさないなんてことになって、ベースロード電源市場が機能しないことが明らかになったとしても、その責任は、それは監視が甘いからだとか制度設計が甘いからだとか両部門で責任の押しつけ合いをしている間に、本当に競争は死にかねない。その点をちゃんと考えて、少なくとも小売料金から全く説明のつかないような価格で売り札を出させないようにする。出したとしたら、直ちにそれに対応する体制を整えることが、私は必要だと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、柳生田さん、お願いします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

事後監視ということになっているのですけれども、本当にこのような状況でスタートして、買い手がつかないような価格でしか供出されなかった場合に、非常に危機感を持っております。ベースロードの定義が水力、原子力、石炭ということになっていまして、今、実際にベースで回っているLNGはそこには入れられないということで、未稼働電源の固定費も含めた価格で供出されるという、そういう前提において、出てくる価格というのが本当に小売に当てられるような価格になるのかどうかということに非常に懸念があるという中で、事後監視でいいのかというところに少し疑問がございます。

今まで、いろいろシミュレーションをやっていたきたいというような話は、新電力側から幾つか差し上げていますけれども、今回の、どのぐらいの供出価格になるのかなというようなところというのは、さして難しくないシミュレーションではないかと思っけていまして、旧一般電気事業者の方々と、どの程度の価格になるのかといったことを少しお話しされながら、その価格をある程度予見するということは、できるのじゃないかなと思っけていまして、それが我々が期待するところの価格レベルになるのか、ならないのかといったところをまず確認した上で、細かいルールを決めていくのはそれからといった順番のほうがいいのじゃないかなという気がしております。

ルールに関しては、いろいろ細かい点はあると思っけています。例えば、燃調は入れないということになってはいますが、石炭の燃料費をどう考えるかといったときには、為替の問題ですとか、石炭価格の先をどう見るかといったところ、そのルールを決めないと、為替はこうなると思っけていました、石炭価格はこうなると思っけていましたと、高く見ておく分には幾らでも高く見られてしまうというようなところもあると思っけていますので、そういったルールというもの、ある程度の価格になるといった前提でないと、今ここで細かいルールを考えても余り意味がないことにもなりかねないと思っけていまして、そういうレベルでの供出が現実的に行われそうなのかどうかというところを、もう一度、事前にシミュレーションしていただけないものかというところが期待するところでございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、竹廣さん、お願いします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。幾つか述べさせていただきたいと思っけています。

まずは、先ほど来ありました監視についてでございます。武田委員、松村委員からもご発言があったところに関係する事例も含めて、少しお話しさせていただきたいと思っけています。

話題になっています45ページの図で、このE円とそれからB円ということの比較ということでございますけれども、我々も比較すべきは平均ではなく、小売の最低料金だと考えてはいます。現在、営業現場で起こっている価格競争において、ベースロード電源が当てられているのは、まさに最安の部分でございます。一口に小売料金といいましても、例えば、旧一般電気事業者さんが公開されている特高、高圧の標準メニューとこの4月に供給開始された入札案件、オープンになっている案件で提示価格を分析しましたが、用途や負荷率にもよりますが、大体この差で5円から10円ぐらい、実例としてキロワットアワー単価で5円から10円ぐらい値差があるケース

が存在しています。

また、相対契約の事例で申しますと、昨年度後半から、標準メニューから47%あるいは48%ぐらいの値下げをされて、新電力需要を取り返すケース、こういうのも出ておりますし、ちょうど先月も、これは西日本のエリアでございますけれども、我々が部分供給で供給しておりました特別高圧の需要家から、旧一般電気事業者さんによる全量供給での大幅値引きによって取り戻されたケースもありました。これは新電力には到底提案できない価格、我々がそれを実現しようとすると、計算すると51%引きぐらいしないと無理なのですけれども、こういう水準で安い電源を一部の需要家に充当して需要を獲得されているということも想定されるのじゃないかと考えています。

こうした営業実態からも、小売料金は平均ではなく最低で見ると申し上げた次第でございますけれども、もしこの小売料金を甘く見てしまうと、このB円、すなわちBL市場のA円の水準は高くなってしまふわけで、一部の旧一般電気事業者さんが利益をため込むことにもなりかねないと考えています。こうした利益をいわば内部補助として、新電力の競争ですとか、一部の需要家のみに利益を当てられることはあってはならないと考えますので、ベースロード電源への公平なアクセスといった観点から、最低価格あるいは先ほど述べました相当廉価で販売されている事例も参考に、監視をお願いしたいと考えます。

2点目に、ベースロード市場への供出量についてでございます。

供出事業者に割り振られる供出義務量というのは、供出量の下限値だと認識しています。したがって、その供出義務量を果たされた上で、まだ当年度になってベースロード電源に余力があるにもかかわらず、スポットですとか先渡市場に供出されないということのないように、監視をお願いできればと考えています。また、そのような余力がある場合には、ぜひ旧一般電気事業者さんには相対契約の交渉を積極的に受けて、受け入れていただきたいと思っておりますし、そのような取り組みの積み重ねで、発電事業者間の競争環境も形成されていくと考えますので、ご検討をお願いしたいと思います。

3点目に、買い手の取引要件に関してでございます。

我々としては、ベースロード市場の創設で、我々が今持っている電源を安いベースロード電源に置きかえるといったことだけではなくて、新規に、追加的に高負荷需要を獲得したいということから、計画値基準を要望してまいりました。そういった意味では、実需給の前年度にベースロード市場での取引が終わって、当年度のベースロード電源にまだ余力があるような場合に、当年度分を相対で、新電力が旧一般電気事業者さんとベースロード電源を取引することについては、控除といった記載がございますけれども、制約を設けないように整理をお願いしたいと思います。

ます。結果として、余った当年度分のベースロード電源については相対取引で自由度高く交渉に臨めるよう、整理をお願いしたいと考えています。

長くなりますが、最後に4点目、常時バックアップについてでございます。

常時BUのあり方につきましては、資料にもありますように、今、基本政策小委でのご議論や先般も意見募集がございましたので、この結果を踏まえた上で議論すべきではないかと考えているところでございます。こうした中で、33ページに控除前提での記載がございますけれども、まさにこのページに記載されているとおり、ベースロード市場導入直後の常時BUの使用量というのを予見することは困難であると思っておりますので、部分供給に対する取り扱いと同じように、ベースロード市場後に一、二年間様子を見て、控除するかどうかといった検討をいただきたいと考えています。新電力も、ベースロード市場創設後に、価格に対する見きわめですとか対応策が講じられるようになってから、電源のポートフォリオをどうかするか、常時BUや部分供給をどう活用していくか、ということを考えるものだと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、棚澤さんのほうからお願いします。

○棚澤オブザーバー

ありがとうございます。東京ガスの棚澤です。

私も、監視のあり方についてコメントを述べさせていただきたいと思っております。

先ほど松村委員のほうから、45ページの小売平均料金について、ばらつきが非常に大きく、平均化してしまうと安いものに関しては見えなくなるのではないかという趣旨のご説明がありました。また、竹廣オブザーバーのほうからは、旧一般電気事業者様との価格差の現状について、生々しいお話がありました。我々も新規参入者として、それをまさに実感しているところでございます。

そういう意味では、小売事業者がベースロード電源部分の電気をどこから購入したかによって、小売料金に大きな差が生じるということは、この制度にとって大きな、重要なポイントになると思うので、お客様の間で大きな不公平感がない制度にしてほしいと思っております。

まとめますと、価格感度の高い、料金に対して物を言うお客様だけがメリットを享受して、言わないお客様はメリットを享受できない、そういう制度にはしたくないというのが、この45ページの絵を見たときの感想です。

更に、柳生田オブザーバーのほうから、事後監視であることに関して、少々心配なところがあ

るという趣旨のご発言がありました。我々もそこは少し危機感を持っております。監視が具体的にどうされるかということについては、常時監視する項目があつて、それに何かトリガー、ひっかかるものがあつたら、さらに詳細に踏み込むというようなフローがあつても良いのではないかとというのが、率直に考えたことでございます。

そういった状況を踏まえますと、今度は少々視点が異なりますが、スライド25ページ目の相対契約の位置づけというところで、控除可能量は当初供出量の10%に限るというように、上限側のみを指摘しているようなコメントがありますが、今後は上下限双方について、実勢を見た上で柔軟に対応していくというやり方もあるのではないかと思います。

私からは以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

幾つかコメントさせていただきます。

最初に、論点の前に、B L市場と諸市場との関係ということで、幾つかスライドをいただきました。非常に重要な論点を提起していただいていると思います。以前から、こういうふうな会議体ではコメントとしてはあつたと思いますけれども、要するに市場間の裁定というのはやはり起こり得るということ、きちっと頭に置いて議論すべきだということなのだと思います。このフランスの制度もそうですけれども、結局、固定価格に変動価格がまざってくると、事実上オプション商品が出てきているということなのだと思います。

ちょっとこのフランスのオプション価格がどうなっているのかよくわからないですけれども、常時バックアップについて見ると、オプション価格というのは固定だというふうに考えられて、変動価格に全く水準には依存していない形なので、そう考えてみると、オプションとしては、常時バックアップのユーザーにかなりメリットが偏った価格づけになっていることは間違いないというふうな感じで見られるのかなと思います。いずれにしても、諸市場との横串を刺した議論というのは重要だということは、提起していただいて、ありがたかったなというふうに思っています。

次に、論点の2の相対のところですけども、控除可能量について、一定程度制限とか上限を設けようということをお願いしています。これ自体は別に反対するものじゃないのですけれども、この10%とか、ここのあたりの数字っていうのは恐らく、何か根拠があつてつけられているのだろうなというふうな印象を持っているのですけれども、これは上限をつけると、基本的にはペー

スロード市場に出てくる電気見合いのものが実際に制度上よりもより多く出てくるということなのじゃないかと思っているのですけれども、ちょっとこのあたり、もし例えば25ページに供出量の10%で事実上限るところについて、数字の背景がよく理解できなかったのも、もし教えていただければ参考になるなと思いました。

あと、これは杞憂なのかもしれませんが、39ページ目の論点の5というのがございます。買い手の取引要件って確かに議論して、特に新規、新しく登録した事業者に関してどう扱うのかということは議論して、3ポツ目ですけれども、基本的に超過したものというのは、翌年度購入可能量から差し引こうということで取りまとめたということだと、これで私もこういうふうにしたと思っているのですけれども、ただ、ちょっと悪い見方をすると、これは倒産を見越して、ダミー会社をつくってさんざん売り抜けて、また次の年、別の会社をつくってみたいなことをすることで、さやを抜き続けるような者、あるいは1年単年でもさやを抜く者とかというのがいないとも限らないのじゃないかと。そういうことについて、全く無防備でいいのだろうかということは、若干懸念はします。余りにも性悪説に立ち過ぎているのかもしれませんが、そのあたりというのは、どういうふうな考え方にするのかというのは、ちょっと念頭に置いておいてもいいのかなと思います。

次は論点の6で、これは皆さんいろいろご議論あった中で、恐縮ですけれども、全然違う見方で全然違う議論をちょっとするかもしれないのですが、これは武田先生のおっしゃったところのご意見を初めとするものは、基本的に僕が理解するのは、電気はバンドルとして売られないと、電気は単体として売られるものだということを前提にした世界の話がされているのかなと思います。ある意味、伝統的な世界で、電力事業者というのは電気のみで生計というか収益を立てると、ほかの商材は売らないということであれば非常にわかりやすい議論だし、それでこういうふうな議論で私も理解できるところです。

他方で、今、自由化した中で、ある意味バンドルして売ってもいいという世の中になっています。今、AIとかIoTとか、いろいろ言っていますけれども、デジタルプラットフォームの世界で見ると、まさにあのコストって何かというと、ある意味、内部補助なのですよ。サービスもゼロ円とか、あるいは場合によっては消費者にお金を出してでも使ってもらいたいな世界も、現出しているわけです。

もし自由化の中でこうしたバンドルされたサービス、いろんな商材を売ってもいいのだというふうな世界を想定すると、この不当廉売の今回いただいたのは、いわば伝統的な見方だというふうに思っているのですけれども、これがどこまで自由化の世界に妥当するのかなという気はいたします。電気を売る際にいろんな工夫をしていいはずだし、それについての価格づけもいろんな

創意工夫があってもいいのかなと思います。規制として、やっぱり価格に手を入れる規制というのは、一般的には余り筋がいい規制だとも思わないのも事実です。

他方で、先ほどから生々しいというコメントもありましたけれども、その競争事業者の問題もあるということは認識はしています。自由化の中でいろんな競争が展開されることを多分奨励しているのだと思いますので、余り伝統的な見方にこだわらず、他方で、どうやって競争を活性化するのかということ、ちょっと難しい解かもしれませんが、議論し続ける必要があるのかなというふうに思います。

最後、ちょっと細かい点なのですが、31ページ目に、論点の4というのがあって、上から4番目のところに、BL市場から調達した電気がスポット市場に転売されるというふうに書いてあるのですが、僕の理解だと、これはBL市場に出るべきものが、常時バックアップなりほかの市場を通じてスポットに流れてしまうということを言われているという理解でよろしいのでしょうか、あるいは、BL市場で直接調達したものがスポットに流れるということを字義どおり言っているのか、ちょっとそこだけ教えていただければ。

失礼いたしました。

○横山座長

ありがとうございました。

2点ほど直接ご質問がありましたので、鍋島さんのほうからお願いします。10%の話と今の点ですね。

○鍋島電力供給室長

10%の話でございますけれども、これは考え方としては一種のセーフガード的なものをイメージしております、余りに急激にその取引量、相対契約量がふえてしまったときに、そのベースロード市場側への供出量が減ってしまうのは問題ではないかということでの、ストッパー的なものとして決めております。ですから、これは10%になったから悪いとか良いとかいうものではありませんので、その段階でもう一度確認した上で議論すればいいのではないかという趣旨で設けているところでございます。

それから、先ほど大橋先生からご指摘いただいたところですが、確かに31ページの4ポツのところは言葉足らずのところがあったかと思います。常時バックアップの文脈で議論していますので、ベースロード市場と常時バックアップを併用したときに、どちらかからわからないけれども、スポット市場のほうに玉が出ていく可能性があるのではないかということを書いた趣旨でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、國松さんのほうからお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは、皆様のお話と少し違うのですが、部分供給に関してでございます。部分供給、控除しないというということに関しましては、そのとおり、何らかの考えがあるわけではないのですが、部分供給の形を見るに、36ページの形でございますけれども、そもそも形は、一番左端の形から部分供給という制度が始まったもの。この形を見ますと、これはまさに今回のベースロード市場の形なので控除すべきだと思うのですが、その理由がいろんな形ができてきましたと、だから控除できないのですというお話だと考えてございます。

特に一番右端の形を見ますと、これは容量メカニズム等にも当たりが出る形になるのではないかと。ある時間帯の部分で供給していない事業者というのはつくれてしまう。このときは、これがピーク時だとして、白い方はそれを追わなければいけないけれども、色つきの方は追わなくてもいい、そういった契約というものを許していくというのも、またおかしな話になってこようと思いますし、部分供給に関しましては前のページで、その常時バックアップが基本政策小委員会において検討を深めていただけたという書きぶりの中では、部分供給に関しましても、そういったいろいろな問題点を今後の制度の中でははらんでくる可能性があるという中での検討が必要ではないかと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかに。

又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。

私からは2点申し上げたいと思います。

1つ目は、相対取引の位置づけの論点4のところなのですが、控除対象となる相対契約の要件として、価格の乖離を確認するとあります。しかし、これは負荷率、結構70から95とか、レンジもある中で、この価格を比較するときの整合性が担保されにくいのではないのかと。あと、新電力さん側からも相対契約のニーズに関する声も上がっていたので、余り使いにくくなるような過度なルールをここで課すのが本当に得策なのか、少し検討していただければと思っています。

あと、もう一点は、供出価格の監視のあり方についてです。特定の需要家向けの小売単価をピックアップすると、競争市場における小売戦略というファクターが反映されてくるのではないかと思います。そういう意味では、卸価格の価格差に関する監視というよりは、やはりこれは小売価格の監視で対応していただくということがベターなのではないかと思います。また、実務上、発電と小売を分社化されている旧一般電気事業者さんもあって、発電卸と小売戦略が必ずしも一致しない顧客ベースがあるのは、ある意味、自由化市場ではあり得ることだと思っています。そういう意味でも、卸市場のルールとして監視するよりは、やはり小売側の監視で行うことがより適切ではないのかというふうに考えました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さん、お願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。

これまでの議論を踏まえて、本日、供出上限価格の考え方や相対取引、常時バックアップ、部分供給の取引量の控除の是非について整理をいただいたと認識してございます。常時バックアップ、部分供給に関しましては、以前から競争活性化までの過渡期の制度という位置づけで導入されたと認識しておりますし、私どももできるだけ早期に廃止していただきたいとお願いしてきたところでございます。

一方で、この場でも、ベースロード市場が制度目的に資するものになるかどうかはまだわからないので、当面の間は残していつてはどうかということで、本日のご議論に至っているとの認識でございます。私どももできるだけ早くこのベースロード市場を機能できるようにいたしまして、常時バックアップや部分供給はもう役目を終えたというふうに早くなるといいなと考えてございます。これからベースロード市場にどういう札を入れていくのか検討してまいりますけれども、買っていただかないことにはそもそも機能しませんので、買っていただける価格は何かということをいろいろと考えていきたいと思っています。

また引き続きご示唆いただければ、幸いです。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、鍋田さん、お願いします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは簡単に2点ほど。

まず、42ページの供出価格のつくり方でございますけれども、資料のとおり、料金算定規則に準じて算出するというところでございますので、これは公平・適切なという観点から、理解できるものでございます。

それから、監視のあり方につきまして、44ページの※印に書いてございますように、監視のために算定根拠等を出す必要がございますけれども、これはやはり競争上、重要な情報でございますので、この※印に書いてございますように、非公開の場での慎重な取り扱いをぜひお願いをしたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

新川さんからお願いいたします。

○新川オブザーバー

本日、事務局から提示されておりますベースロード市場に関する具体的な制度設計案は、これまでの本作業部会における議論が反映されておまして、おおむね理解できるものと考えております。

本市場の監視につきましては、当委員会が担うとされておりますけれども、電力の適正な取引の確保という委員会の本務の観点から、委員会が行うべき監視については当然行う所存でございます。

また、今後、具体的な監視実務を検討するに当たりましては、買い手の取引要件については、日本卸電力取引所が監視実務を担うことや、供出量や供出上限価格等の監視を行う際に必要な情報の提供を受けることを前提に、本日の議論も踏まえて、委員会においても独立組織であることも踏まえた自立的な議論を深めていきたいと考えております。

また、市場監視に関連しまして、事務局資料においては、小売価格とベースロード市場への供出価格の関係について言及されております。旧一般電気事業者によるいわゆる「取り戻し営業」など、旧一般電気事業者の個別の小売価格がベースロード市場への供出価格や社内取引価格より低いことは経済的合理性が乏しいのではないかと指摘が存在することは、委員会としても承知をしております。今後、公平な競争を構築する観点から、議論を深めていきたいと考えております。

なお、本市場の目的は、電源アクセスに関する旧一般電気事業者と新電力の間でのイコールフティングを確保することにあると承知をしております。市場の開設後、実際にそれが達成されているかどうかの検証も重要であり、その結果によっては、ベースロード市場の仕組みの見直しや、それ以外の措置の可能性を含め、さらなる検討が必要となる可能性があるということについては留保をさせていただきたく存じます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうからコメントをいただきたいと思います。

○鍋島電力供給室長

先ほど新川オブザーバーからもお話がありましたけれども、ベースロード市場の監視につきましては、監視等委員会におかれましても精力的に取り組んでいただけるというご発言ですので、エネ庁としても協力しながら検討していきたいと思っております。

その際に、先ほど監視のあり方についていろいろご意見いただいているところでございますけれども、念のため申し上げますと、今回、ベースロード市場ということで議論いただいておりますのは、発電側からのベースロード市場への供出価格のあり方についてのものでございます。この価格が妥当かどうかというところを監視するということだと思っております。これは制度的措置として、一定の上限価格内で供出していただくということでもありますので、コスト割れで供出していただくというような趣旨では本来ないのではないかと考えております。また、そういう観点から、小売事業者に対する社内の卸価格との整合性なども確認するというところで申し上げます。

小売の平均料金という点について書いておりますのも、そうした観点から社内の調達価格についての整合性を確認するというところで、この平均料金というところを書いております。

今回、供出義務者は発電事業者ですので、小売事業者は若干その議論の外にあるわけけれども、小売事業者がその需要家に対してどういう価格で卸売をしているか。そういう卸売をしているときに、この競争環境としてどうなのかということについては、先ほど監視等委員会でもありましたけれども、さまざまご議論いただいていると理解しております。ベースロード市場でこの小売料金のあり方だとか、そういうことを議論しているものではないと思っておりますので、これは監視等委員会と連携しながら議論を進めていくものではないかと考えております。

先ほど竹廣オブザーバーからご指摘いただいた点でございますけれども、相対契約でございますけれども、こちらにつきましては、供出量からの控除可能量について議論をしているというこ

とでございますので、別に新電力との間でベース需要を超えて相対契約を結んではいけないとか、そういうことでは全くないという点については、補足的に指摘させていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ちょうど時間になりましたが、もう一つ議題が残っておりますので、次に進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、資料6の非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールについてということで、事務局からご説明をお願いします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料6をごらんいただければと思います。非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールということでご説明させていただきます。

1 ページ目をごらんいただければと思います。2017年4月から12月に発電されたFIT電気に係るオークション、初回オークションにつきましては、今週24日にJEPXから事業者向けの説明会が実施されました。現在、取引会員の募集期間中でございます。この各事業者による入札受付は5月14日から5日間といたしまして、取引実施日は5月18日とする予定でございます。図におきまして、初回オークションに係るスケジュールを書いております。

なお、初回オークションにおいて市場投入される非化石証書の量は、この※印に書いておりますが、約530億キロワットアワーでございます。非化石証書を取得した事業者は、この書面を温対法に基づく排出係数の報告、高度化法の非化石電源比率の報告に証憑として提出することが可能となっております。

2 ページ目以下は、これまでの資料を添付しております。

6 ページ目をごらんいただければと思います。初回オークションに当たりまして、関連する情報等をスライドに整理いたしましたので、ご紹介したいと思います。

まず、今回の非化石証書を購入する小売事業者でございますけれども、この多くは非化石証書の持つゼロエミ価値に着目して、メニュー別排出係数の算定に非化石証書を用いて、実質再エネ・CO₂フリー電気の販売を行うために購入されるものと想定しております。さまざまな用途で購入されることがあるかもしれませんが、基本的にはこういう用途で購入されるものと想定しております。

今後、この実質再エネ・CO₂フリーの電気に対する需要が着実に増加していけば、こうした需要に応えるための証書の購入量がふえていくということが期待されると考えております。また、

一方で、そうした需要家の需要に応えるために小売事業者側での工夫、このメニューの開発、あるいは小売事業者全体で実質再エネ・CO₂フリーを達成していくといった工夫も必要になると考えております。

2018年5月に、今回オークションで購入される非化石証書は、制度上、2017年度のメニュー別排出係数の算定に活用されるものでございまして、この点に関しまして、2017年度、昨年度に実質再エネ・CO₂フリー電気を販売していた小売事業者は限定的であったということも、まだ厳密にカウントはできていませんけれども、恐らくそうであろうというふうに考えております。したがって、初回オークションにおいては、非化石証書の購入量も限定的になる可能性がございます。

ただ、最後のポツでご説明したいところがございますけれども、この場合、売れ残った非化石証書の環境価値につきましては、従来のFIT電気の環境価値と同様に、販売電力量に応じまして賦課金をご負担いただいている需要家に還元させていただきますので、その点についてはご説明しておきたいと考えております。

加えまして、口頭になりまして恐縮ですが、1点ご報告させていただきます。

今週開催されましたJEPXにおける説明会におきまして、取引会員から非化石証書がRE100に使えるのかとかいう質問がございまして、JEPXから、エネ庁に確認してほしいと回答したと承知しております。非化石証書RE100への活用につきましては、3月2日の本作業部会におきまして、CDP Worldwide-Japanの高瀬さんから、正式な手続を待つ状況であるとの説明があったところがございます。この点につきまして、昨日、事務局からCDPの高瀬さんに改めて見解を確認したところ、次のような回答をいただきましたので、ご紹介いたします。

高瀬さんによりますと、非化石証書がGHGプロトコルに準拠していることは確認済みである。また、CDPのScope 2としての利用が可能であることについては、正式に回答がございました。一方で、RE100への報告は、この要件を読んで企業が判断するものであり、問題があった場合に対応するような性質のものである。再エネ消費として計上できる要件は、必ずしもGHGプロトコルに準拠することが必要とは書いていないが、非化石証書がGHGプロトコルに準拠しているとの確認がとれたことで、非化石証書をRE100に利用することについて現状では問題ないと思われるが、各企業の判断で実施していただきたい。一方、今後、トラッキングの整備に進むことが国際的にも望まれている。

以上のようなご回答をいただきました。口頭でのご紹介で恐縮ですが、ただいまご説明した内容は、近日中に作成する議事概要に掲載したいと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

特に何かご質問等ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

本日、たくさんご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

実は、昨年末に中間論点整理を行わせていただきまして、本年に入りましてからも、各種の市場導入の主な論点につきまして、精力的に皆さんに議論を進めていただいたところでございますが、そこで、次回は事務局さんにこれまでの議論の取りまとめ案について準備をしてもらおうかと、そして議論させていただこうと思いますが、特に、委員の皆様からご異議はございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、特になければ、事務局に今後のスケジュールについてお話をいただきます。

○鍋島電力供給室長

先ほど横山座長からありましたとおり、議論の取りまとめ案を準備したいと思いますけれども、日程につきましては、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせしたいと思います。

○横山座長

それでは、本日、これをもちまして作業部会を終わりにしたいと思います。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後6時07分 閉会